

電子提供措置の開始日 2023年6月7日

**第56回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中の職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・経営役員・執行役員・執行職の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループは、「UMCグループ行動規範」を定め、取締役・経営役員・執行役員・執行職は、当該行動規範を遵守し、法令、定款及び社会規範に則って行動します。
 - ・当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、2020年3月に「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役の活用等により取締役会の監督機能を強化しております。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査等を行います。
また、取締役は、取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督します。
 - ・当社は、取締役の指名・報酬等の決定に関し、その公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会の決議により決定します。
 - ・当社は、社外取締役を委員長とし、監査等委員である取締役を含むコンプライアンス委員会を設置して、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程の改廃及びコンプライアンス体制上の重要な問題を審議します。規定されたコンプライアンス体制は、法務部が事務局となって運営・管理します。
 - ・取締役・経営役員・執行役員・執行職に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施します。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く）は、その業務執行にあたり、取締役会、及び各会議体においては、法令、定款及び社内規程に基づき、附議事項を総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの主要会議体への附議事項を定めた規程類等に基づき、適切に附議を行います。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、株主総会、取締役会の議事録と関連資料、その他取締役の職務執行に関する重要な文書を法令及び関係規程に基づき、それぞれの担当部門において適切に保存・管理します。
 - ・これらの文書について、取締役等から業務上の理由により閲覧の申請があった場合には速やかに閲覧できる仕組みを整えます。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 予算管理制度や資産管理制度等により会社の利益・財産を適切に管理するとともに、職務権限規程に基づく稟議制度等により所定の権限、及び責任に基づいて業務並びに予算の執行を行います。重要案件については、取締役会や各会議体への附議基準を定めた規程に基づき適切に附議を行います。
 - ・ 当社は、企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスク管理を実施します。当社グループのリスク管理事項について問題が発生した場合、速やかにその評価を行い、各関係部門と連携し改善策を策定するとともに、遅滞なくステークホルダーへ開示してまいります。
 - ・ 経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生した場合、代表取締役社長以下、取締役は、リスク管理規程等に基づき、被害を最小限に止めるとともに、事業の継続性確保、及び早期復旧に向けた対応を図ります。
- ④ 当社及び子会社の取締役・経営役員・執行役員・執行職の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は、業務執行を担当する取締役・経営役員・執行役員・執行職の業務分掌に基づき、また中期経営計画及び年度予算に基づいて業績目標を設定し、当該取締役・経営役員・執行役員・執行職に業務の執行を行わせます。
 - ・ 上記取締役・経営役員・執行役員・執行職は、業務執行を委任された事項について、現場からの的確な情報収集に努め、諸規程に定める手続き等に基づき、必要な決定と業務執行を行います。
 - ・ 内部監査部門は、取締役・経営役員・執行役員・執行職の業務執行状況を把握し、改善を図るため、監査等委員会と緊密な連携を取りながら内部監査を実施します。
- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社是、「UMCグループ行動規範」、コンプライアンス規程、その他諸規程を整備し、それらの遵守を徹底する体制を構築いたします。
 - ・ 取締役・経営役員・執行役員・執行職は、当社使用人へのコンプライアンス教育・研修を継続的に行います。

- ・使用人は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、内部通報制度での通報を行い、通報内容は、コンプライアンス委員会において管理されます。コンプライアンス委員会では、通報内容に対する対応方針、対応策及び再発防止策について検討し、コンプライアンス担当部門等の関連部門に対してその実施を指示します。
 - ・代表取締役社長は、内部監査部門を直轄いたします。内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況の内部監査を行います。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・企業集団での業務執行の決定、及び業務の執行の適正を確保するため、当社の取締役・経営役員・執行役員・執行職を子会社の役員に選任しており、「UMCグループ管理規程」を制定しております。
 - ・子会社の役員は、「UMCグループ管理規程」において定められている報告事項を、定期・不定期に当社に報告する責任を負っています。
 - ・子会社の役員は、当社が定めるリスク管理の規程に基づいてリスク管理を実施し、「UMCグループ管理規程」にしたがって当社に報告を行う責任を負っています。
 - ・「UMCグループ管理規程」に基づき、当社管理本部が、子会社に関連する業務を担当するとともに、内部監査部門が、当社グループ内における内部監査を実施し子会社の業務が効率的に行われていることを確保します。
 - ・当社は、単体としての業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範を遵守していきます。
 - ・内部監査部門は、監査等委員会との緊密な連携を構築することにより、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を実効的かつ適正に行います。
 - ・当社を除く当社グループ各社に、本社直轄の内部監査部門を設置又は内部監査機能を適切な部門に兼任させ、自社内の独立的モニタリング体制を確保します。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことが必要と判断し、これを求めた場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことができます。当該使用人は、当社業務を熟知し、計数的な知見を有する使用人といたします。
 - ・当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、その業務を行います。

- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・前号の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等、人事権にかかわる事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ます。
 - ・当該使用人の人事考課は、監査等委員会が行います。
- ⑨ 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・補助使用人は、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要な会議に出席する機会を確保します。
 - ・補助使用人は、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加します。
 - ・取締役・経営役員・執行役員・執行職、及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力します。
- ⑩ 取締役・経営役員・執行役員・執行職、及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・業務執行を担当する取締役・経営役員・執行役員・執行職は、取締役会等の主要な会議体において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。
 - ・業務執行を担当する取締役、経営役員、執行役員、執行職、及び使用人は、(1)当社グループの信用を大きく低下させた、又はそのおそれのあるもの、(2)当社グループの業績に大きな悪影響を与えた、又はそのおそれのあるもの、(3)当社グループ内外に、環境、安全、衛生面で重大な被害を与えた、あるいはそのおそれのあるもの、(4)重大な企業行動規範への違反等につき、発見次第速やかに監査等委員会に対して報告を行います。取締役・経営役員・執行役員・執行職、及び使用人は、監査等委員会からの求めに応じ、定期的及び随時に、監査等委員会に業務の執行状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備、及び運用状況等の報告を行います。
 - ・監査等委員会への情報提供者に対し、情報提供を行ったことを理由として、当該情報提供者に対する不当な扱いをすることを禁止しています。
 - ・監査等委員会がその業務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用について処理しています。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
主要会議体には常勤の監査等委員の出席を求めるとともに、監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、重要書類の閲覧、会計監査人との定期的及び随時の情報交換を行い、また自らの判断で、外部アドバイザーを活用することができます。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び子会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
当社及び子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「UMCグループ行動規範」に定め、基本方針とします。また、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定し、人事総務部のもと「反社会的勢力排除マニュアル」に基づく管理を徹底するとともに、適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応します。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・当社は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するため、毎月及び必要に応じて取締役会を開催し、各本部を担当する取締役から業務の執行の報告を行っています。また、取締役会に先立ち、毎月経営会議を開催し、業務の執行状況が監督できるようにしています。
- ・リスク管理の一環として、グループ全体でのリスク評価を行っています。
- ・法令・定款及び社会規範への遵守を徹底するため、継続的にコンプライアンス教育を実施しています。
- ・内部監査部は、監査等委員会との連携を保ちながら、リスク・アプローチに基づく内部監査を独立的モニタリングとして実施しています。
- ・当社は、法令違反行為や企業倫理に反する行為等、不正・不適切な行為の早期発見・早期是正を図るとともにコンプライアンス経営の強化のため「UMCグループホットライン運営規程」を設定し、内部通報制度を運用しています。更に、当内部通報制度とは別に、社長意見箱も常時設置して広く意見を受け付けています。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,729	10,472	1,487	△0	16,689
当 期 変 動 額					
連結子会社株式の取得による持分の増減	－	11	－	－	11
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	637	－	637
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	11	637	△0	648
当 期 末 残 高	4,729	10,484	2,124	△0	17,338

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	343	△30	312	29	54	17,086
当 期 変 動 額						
連結子会社株式の取得による持分の増減	－	－	－	－	－	11
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	637
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	289	28	318	－	△43	274
当 期 変 動 額 合 計	289	28	318	－	△43	923
当 期 末 残 高	633	△2	630	29	11	18,010

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

13社

・連結子会社の名称

UMC Electronics Hong Kong Limited

UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.

UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.

UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.

UMC Dongguan Plastics Co., Ltd.

UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.

UMC Electronics Vietnam Limited

UMC Electronics (Thailand) Limited

UMC Electronics Europe GmbH

UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.

UMC Electronics North America, Inc.

UMC・Hエレクトロニクス株式会社

UMCジャストインスタッフ株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち UMC Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.、UMC Electronics (Dongguan) Co., Ltd.、UMC Electronics Products (Dongguan) Co., Ltd.、UMC Dongguan Plastics Co., Ltd.、UMC Electronics Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.、UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.の決算日は12月31日ですが、連結決算日での仮決算を行った計算書類を使用して、連結決算を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

α. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～38年

機械装置 2～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 2～10年

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

また、確定給付年金制度を採用している国内子会社の退職給付に係る会計処理の方法は以下のとおりであります。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準を採用しております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により発生翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の海外連結子会社は、退職給付に係る負債の計算に、期末の退職給付の要支給額を用いた簡便法を適用しております。

ロ. ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、通貨スワップについて振当処理の条件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金

c. ヘッジ方針

借入金の為替変動リスクを低減することを目的として通貨スワップを行っております。

d. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

ハ. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

ニ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ホ. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、EMS事業及びその他の事業を営んでおります。EMS事業においては、主に、車載機器、産業機器、OA機器、コンシューマー製品向けの製品の販

売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

顧客から製造委託を受けた有償支給部品取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。当連結会計年度の売上高と売上原価の純額金額は15,432百万円となり、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。開発業務については、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。進捗度は、主として見積原価総額に対する累計発生原価の割合で算出しております。

また、その他の事業（人材派遣業）においては、顧客との労働者派遣契約に基づいて顧客に派遣した、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフの派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。この変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

事業セグメント	EMS事業	その他(注)	合計
主たる地域市場			
日本	53,753	703	54,456
中国	52,012	—	52,012
ベトナム	36,065	—	36,065
その他アジア	8,903	—	8,903
欧米	10,269	—	10,269
	161,003	703	161,706
主要な財又はサービスのライン			
車載機器	82,110	—	82,110
産業機器	31,279	—	31,279
OA機器	46,665	—	46,665
コンシューマー製品	297	—	297
その他	649	703	1,352
	161,003	703	161,706
収益認識の時期			
一時点で認識される収益	160,463	—	160,463
一定の期間にわたり認識される収益	540	703	1,243
	161,003	703	161,706
顧客との契約から生じる収益	161,003	703	161,706
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	161,003	703	161,706

(注) 「その他」の区分はEMS事業に含まれない事業であり、人材派遣業を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報
「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約資産及び契約負債の残高等

当社グループにおける顧客との契約から生じた債権の期首残高は16,110百万円、期末残高は16,830百万円であります。また、契約資産の期首残高は331百万円、期末残高は15百万円であり、契約負債の期首残高は20百万円、期末残高は零であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(棚卸資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

- | | |
|------------|-----------|
| ① 製品 | 2,971百万円 |
| ② 仕掛品 | 652百万円 |
| ③ 原材料及び貯蔵品 | 26,336百万円 |
| ④ 棚卸資産評価損 | 2,698百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び連結子会社は主として総平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

棚卸資産の評価を行うに当たっては、原則として取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

また、一定の期間を超えて保有する棚卸資産については、経営環境の変化等を原因として営業循環過程から外れた場合、滞留棚卸資産となり最終的には廃棄される可能性があります。営業循環過程から外れた滞留棚卸資産については、収益性の低下を反映するために、一定の期間を超えた場合に、帳簿価額を切り下げの方法を採用しております。

ただし、経営環境の変化等により、主要な仮定である、営業循環過程から外れた一定の期間を変動させる必要がある場合、翌連結会計年度の連結計算書類に計上される棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 420百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「土地」に含めていた「投資不動産」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「賃貸費用」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

該当事項はありません。

② 担保に係る債務

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 28,277,620株

A種優先株式 7,000株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 324,200株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金を目的としたものであり、一部の借入金の為替変動リスクに対して通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

利用しているデリバティブ取引は通貨スワップであります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「(4)会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類作成のための重要な事項 ロ. ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 長期借入金（※2）	12,837	12,586	△250

（※1）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省

略しております。

- (※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (※3) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	47

(3) 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2023年3月31日）
該当事項はありません。

- ② 時価で連結貸借対照表に計上していない金融商品
当連結会計年度（2023年3月31日）

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	—	12,586	—	12,586

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、神奈川県に賃貸用の土地及び建物を有しております。

2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は786百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
2,052	4,987	7,039	8,580

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当期増減額のうち、主な増加額は不動産取得であります。

(注3)当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 387円91銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 22円54銭
- (3) 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益 22円54銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。当社は優先株式の発行を行っているため、1株当たり純資産は、優先株式を控除した普通株式に係る期末の純資産により算出しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(剰余金の処分)

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の定時株主総会に剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 剰余金処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を填補するとともに、今後の経営環境の変化に対応した資本

政策の実現を可能とするためであります。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、また別途積立金の全額を取り崩し繰越利益剰余金を増加させることにより、繰越利益剰余金の欠損の一部を填補いたします。

- (1) 減少する剰余金の項目及び金額
その他資本剰余金 4,700,000,000円
別途積立金 2,500,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及び金額
繰越利益剰余金 7,200,000,000円

3. 剰余金の処分の日程

- (1) 取締役会決議日 2023年5月15日
- (2) 株主総会決議日 2023年6月29日（予定）
- (3) 効力発生日 2023年6月30日（予定）

12. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
当社（埼玉県上尾市）	遊休資産	機械装置及び運搬具	6
UMC Electronics (Thailand) Limited	事業用資産	機械装置及び運搬具	15
		工具、器具及び備品	20
		ソフトウェア	16
合計			59

当社グループは、原則として、事業用資産については工場単位を基準としてグルーピングを行っております。

市況の変化等に伴う収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（59百万円）として特別損失に計上しました。

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					土地圧縮積立金	別途積立金	
当 期 首 残 高	4,729	4,499	5,973	10,472	52	27	2,500
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益							
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	4,729	4,499	5,973	10,472	52	27	2,500

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	△8,086	△5,506	△0	9,695	29	9,725
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	678	678		678		678
自己株式の取得	-	-	△0	△0	-	△0
当期変動額合計	678	678	△0	678	-	678
当 期 末 残 高	△7,407	△4,828	△0	10,373	29	10,403

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～38年

機械装置 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、EMS事業を営んでおります。EMS事業においては、主に、車載機器、産業機器、OA機器向けの製品の販売を行っております。このような製品の販売については、製品が顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。

顧客から製造委託を受けた有償支給部品取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。当事業年度の売上高と売上原価の純額金額は5,348百万円となり、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。開発業務については、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。進捗度は、主として見積原価総額に対する累計発生原価の割合で算出しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、通貨スワップについて振当処理の条件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段…通貨スワップ
 - ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

借入金の為替変動リスクを低減することを目的として通貨スワップを行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。この変更による当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(棚卸資産)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

- | | |
|------------|----------|
| ① 製品 | 422百万円 |
| ② 仕掛品 | 257百万円 |
| ③ 原材料及び貯蔵品 | 2,140百万円 |
| ④ 棚卸資産評価損 | 201百万円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

棚卸資産の評価を行うに当たっては、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とし、事業年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

また、一定の期間を超えて保有する棚卸資産については、経営環境の変化等を原因として営業循環過程から外れた場合、滞留棚卸資産となり最終的には廃棄される可能性があります。営業循環過程から外れた滞留棚卸資産については、収益性の低下を反映するために、一定の期間を超えた場合に、帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

ただし、経営環境の変化等により、主要な仮定である、営業循環過程から外れた一定の期間を変動させる必要がある場合、翌事業年度の計算書類に計上される棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	206百万円
--------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「有形固定資産」の「土地」に含めていた「投資不動産」は金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「賃貸費用」は金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産
該当事項はありません。

② 担保に係る債務
該当事項はありません。

(2) 保証債務

該当事項はありません。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	2,622百万円
② 長期金銭債権	28,951百万円
③ 短期金銭債務	980百万円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 5,337百万円

仕入高 7,576百万円

販売費及び一般管理費 86百万円

営業取引以外の取引高 1,656百万円

(2) 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額は、関係会社に対するものであります。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	47株	39株	－株	86株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加 39株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	4,324百万円
繰越欠損金等	1,688百万円
貸倒引当金	1,075百万円
賞与引当金否認	28百万円
原材料評価損	56百万円
未払事業税	26百万円
一括償却資産超過額	5百万円
減価償却超過額	11百万円
貸倒損失	1百万円
その他	97百万円
繰延税金資産小計	7,316百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,586百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,510百万円
評価性引当額	△7,097百万円
繰延税金資産合計	218百万円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	△12百万円
繰延税金負債合計	△12百万円
繰延税金資産の純額	206百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (注)	科目	期末残高 (注)
その他の 関係会社	株式会社豊田自動織機	被所有 直接 34.6%	製品の販売 部品の仕入 業務の委託 製品の販売 部品の仕入 役員の兼任	業務の委託 製品の販売 部品の仕入	71 1,613 940	未払金 未払費用 電子記録債権 買掛金	325 5 495 175

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等が含まれております。

また、取引金額及び期末残高は純額で表示しております。

2. 製品の販売、部品の仕入について、一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容 (注)	取引金額	科目	期末残高 (注)
子会社	UMC Electronics Hong Kong Limited	所有 直接 100.0%	製品の仕入 部品の販売 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 貸付金の回収 利息の受取 部品の販売 製品の仕入	50,339 48,044 546 2,829 258	長期貸付金 未収入金 売掛金 買掛金	18,291 56 308 44
子会社	UMC Electronics Vietnam Limited	所有 直接 100.0%	製品の仕入 部品の販売 資金の貸付	貸付金の回収	93	未収入金	14
子会社	UMC Electronics (Thailand) Limited	所有 直接 99.9% 間接 0.0%	製品の仕入 部品の販売 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 貸付金の回収 利息の受取 保証料の受取 部品の販売 製品の仕入	23,021 21,945 79 0 443 15	長期貸付金 未収入金 売掛金 買掛金	6,061 14 71 16
子会社	UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.	所有 直接 99.9% 間接 0.0%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 貸付金の回収 利息の受取	13,235 13,439 151	長期貸付金	4,567
子会社	UMC・Hエレクトロニクス(株)	所有 直接 97.0%	資産の貸付 役員の兼任	資金の貸付 貸付金の回収 利息の受取 利息の支払 家賃の受取 増資の引受 製品の仕入	16,450 15,750 7 0 863 31 6,331	短期貸付金 未収利息 未収入金	1,500 0 61

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に利率を決定しております。
3. 製品の販売、及び部品の仕入には適切な管理費を加算した上で価格を決定しております。
4. 子会社への長期貸付金に対し、3,530百万円の貸倒引当金を計上しております。
5. UMC Electronics Mexico, S.A. de C.V.に対する長期貸付金は、子会社間における債権債務を決済させるためのものであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 119円30銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 23円99銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益 | 23円99銭 |

(注) 1株当たりの当期純利益又は潜在株式調整後1株当たりの当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。当社は優先株式の発行を行っているため、1株当たり純資産は、優先株式を控除した普通株式に係る期末の純資産により算出しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(剰余金の処分)

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の定時株主総会に剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 剰余金処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を填補するとともに、今後の経営環境の変化に対応した資本政策の実現を可能とするためであります。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、また別途積立金の全額を取り崩し繰越利益剰余金を増加させることにより、繰越利益剰余金の欠損の一部を填補いたします。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 減少する剰余金の項目及び金額 | |
| その他資本剰余金 | 4,700,000,000円 |
| 別途積立金 | 2,500,000,000円 |
| (2) 増加する剰余金の項目及び金額 | |

繰越利益剰余金 7,200,000,000円

3. 剰余金の処分の日程

- (1) 取締役会決議日 2023年5月15日
- (2) 株主総会決議日 2023年6月29日（予定）
- (3) 効力発生日 2023年6月30日（予定）